

淡路夢舞台におけるホテル等の運営事業者公募に係る質問回答(参加資格について)

No.	資料名	頁	項目名	質問内容	回答(260413)
1	公募要領	6	(1)応募者の構成	参加資格証明書等の提出後に、応募グループ内の法人について、協力企業から応募グループ構成企業への変更、又は応募グループ構成企業から協力企業への変更は、応募グループ構成の変更として取り扱われるとの理解でよいでしょうか。変更が認められる場合の要件、判断基準、提出書類及び時期をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、公募要領4「(1)応募者の構成 ウ」[P.7]に記載のとおり、変更の可否は個別状況に応じて県及び(株)夢舞台が判断します。なお、提出書類は、様式V-イを使用してください。
2	公募要領	6	(1)応募者の構成	応募グループ構成企業の出資に伴うルール(出資金額の最低額など)や範囲は決まっているか。	SPCの設立等については、本件譲渡契約の契約相手方となりうる限りにおいては、特段の制約はございません。 なお、契約相手方として遵守すべき制約の詳細は、各種譲渡契約書(案)を参照してください。
3	公募要領	6	(1)応募者の構成	現在、運営に携わっている運営会社等を「応募グループ構成企業」または「協力企業」とすることは可能か。また交渉のために接触することは可能か。	「現在、運営に携わっている運営会社」が(株)夢舞台を指している場合は、公平性・公正性の観点から不可となります。
4	公募要領	6	(1)応募者の構成	参加資格証明書等の提出後に、応募グループ構成企業や協力企業が辞退することは認められるか。	参加資格証明書等の提出後の、応募グループ構成企業や協力企業の辞退は、応募グループの構成の変更にあたります。 構成の変更の取扱いについては合わせて質問No.1の回答をご参照ください。
5	公募要領	6	(1)応募者の構成	淡路夢舞台県有財産譲渡契約と淡路夢舞台事業譲渡契約(ホテル事業)の締結主体は同一でなければならないのか。ホテル運営を担当する「応募グループ構成企業」または「協力企業」がある場合、当該企業が後者の契約主体になる可否を確認したい。	淡路夢舞台県有財産譲渡契約と淡路夢舞台事業譲渡契約の契約主体が同一の企業である必要はありません。 ただし、公募要領4「(1)応募者の構成 ウ」[P.7]に記載のとおり、本件譲渡契約の契約主体となる者は応募グループ構成企業である必要があるため、協力企業では認められないことにはご注意ください。
6	公募要領	6	(1)応募者の構成	本件譲渡契約の締結主体としてSPCの設立も可能とあるが、例えば不動産の所有のみを目的としたSPCを設立し、不動産はSPCに集約する形で不動産類の譲渡契約を締結し、ホテル運営等は「応募グループ構成企業」または「協力企業」にSPCから賃貸する形で組織構成を検討することは可能か。その場合、現状の契約案の修正等が発生する可能性があるが可能か。	不動産の譲受者による、運営会社等の第三者への賃貸は妨げません。 一方、当該賃貸が譲渡後に予定される場合であっても、譲渡契約案自体を変更することは原則想定していないため、契約書案原案を前提とした譲渡・運営の体制や取引スキームを計画してください。 契約締結主体については、合わせて質問No.5の回答をご参照ください。
7	公募要領	7	(1)応募者の構成	協力企業の範囲はどのレベルか。 例えば、ホテル事業運営のための仕入先やホテル改修のための施工業者も含まれるのか。借入先・投資家など資金調達に関係する者も含まれるのか。	応募グループ構成企業でない企業の実績により宿泊施設の運営実績の資格要件を満たそうとする場合には、当該実績を有する企業を協力企業と位置づける必要があります。なお、他にも提案内容において主要な役割を担う企業がある場合は、協力企業として参画するようにしてください。
8	公募要領	7	(1)応募者の構成	応募グループ構成企業、協力企業を変更せざるを得ない事情とはどのような想定か。	質問No.1の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目名	質問内容	回答(260413)
9	公募要領	7	(1)応募者の構成	SPCの場合、どの時点での設立が求められるか。また、SPCの設立形態(株式会社・合同会社等)、資本金の額、SPCへの出資形態など、SPCに関して何らかの制約はあるか。	質問No.2の回答をご参照ください。
10	公募要領	7	(2) 応募者となる法人に求める資格	応募企業の実績には完全子会社実績も認められるか。	認められません。 なお、宿泊施設運営の実績については、公募要領4「(2)応募者となる法人に求める資格 ア」[P.7]に記載のとおり、代表企業、応募グループ構成企業、協力企業のうちいずれかが有する必要があるため、当該子会社について協力企業等として参画するようにしてください。
11	公募要領	7	(2) 応募者となる法人に求める資格	当社が管理するSPCが公募者と契約主体となる想定をしております。今までのパブリックヒアリングの通り、当社の名義で参加させていただければ存じますが、違和感ございましたらご教示ください。	応募グループ構成企業が譲渡契約の締結主体となる必要があるため、締結主体となるSPCを設立済である場合は当該SPCを応募グループ構成企業として応募してください。 公募要領4「(1)応募者の構成 ア」[P.6]に記載のとおり、SPCを新設する場合は、当該SPCに出資を行う者を応募グループ構成企業にすることと定めていますので、当該SPCに出資を行う者が応募グループ構成企業になることが適切と考えられる場合にはそのようにして応募してください。 なお、SPCを新設する場合で、ファンドスキーム等により、SPCへの出資者は第三者となるが、アセットマネジメント契約等を通じて実質的なSPC運営を担う企業が存在する場合には、当該企業を応募グループ構成企業とすることも可能としますので、応募グループ構成表においてその旨を記載して応募してください。 本回答に伴い、その旨を明確化した更新版の公募要領を公表しています。
12	様式集(Word版)	-	【様式IV-ア】参加表明書	「参加資格証明書等として提出を求められている別添資料(誓約書、納税証明書、定款、会社概要、決算書、登記事項証明書等)については、代表企業分のみ提出で足りるのか、又は応募グループ構成企業及び協力企業を含む各法人分の提出が必要か、ご教示ください。	公募要領4「(2)応募者となる法人に求める資格」[P.7]に「応募者を構成する法人は、以下の全てを満たしていること」としているのとおり、アの宿泊施設運営実績を除き、各法人分の提出が必要です。
13	様式集(Word版)	-	【提案様式(別添i)】意向表明書	意向表明書【提案様式(別添i)※】の使用用途を具体的にご教示いただきたい。特に委任状【様式IV1-ウ】との使用用途の違いを確認したい。	意向表明書【提案様式(別添i)※】は、応募者の提案における実施体制の具体性や提案実現の確実性を示すために必要であると応募者が判断した場合に提出することができる書類となります。 委任状【様式IV-ウ】はグループで応募する場合に、公募に係る手続きを代表企業に委任するためのものです。

* 質問は、質問者を特定し得る固有名詞等を除き、修正・加工等を行わず原文のまま記載しています。